人事院公示第2号

人事院は、人事院規則2-4 (人事院の職員に対する権限の委任)第2項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第5号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和6年2月15日

人事院総裁 川 本 裕 子

1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する 改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一~七 (略)	一~七 (略)
八 人事院規則9-30 (特殊勤	八 人事院規則9-30 (特殊勤
務手当)に規定する次に掲げる	務手当)に規定する次に掲げる
事項	事項
(1)~(17) (略)	(1)~(17) (略)
(18) <u>第19条第1項第5号</u> の規	(18) <u>第19条第1項</u> の規定に基
定に基づき、 <u>人事院</u> が認めるこ	づき、 <u>人事院</u> が定めることとさ
ととされている作業について認	<u>れている職員について定めるこ</u>
めること。	<u>と及び人事院</u> が認めることとさ
	れている作業について認めるこ
	と。
(19) <u>第19条第2項</u> の規定に基	(19) 第19条第2項第5号の規
づき、人事院が定めることとさ	定に基づき、人事院が定めるこ
れている <u>災害及び額</u> について定	ととされている <u>額</u> について定め

めること。	ること。
(20)~(52) (略)	$(20) \sim (52)$ (略)
九~二十四 (略)	九~二十四 (略)
3 • 4 (略)	3 • 4 (略)

2 この決定による改正は、令和6年1月1日から効力を発生する。